

土木倫理学の構成

日本機械保線 フェロ - 佐藤 吉彦

1. はじめに

筆者は、「土木工学」、「土木に関する研究課題」、「大学土木教育」、「土木経営論」等に関してその時期時期に土木学会に投稿、同学会懸賞論文に応募あるいは年次学術講演会の講演において意見を述べ¹⁻⁴⁾、対論⁵⁾を得てきた。これらを通じて、土木技術者の業務の大きな部分は、国土の上において社会をマスとして捉えこれを自然の猛威から守り、構造物を道具としてその活動の設備を整え、資源を供給する社会資本と称される社会設備の建設にあり、その原資が多くの場合公費であり、一品製作となること、その新たな設備の規模が大きく多くの人々の協力により始めて実現に到ることなどから、土木技術者には特にその倫理性（人として行うべき道）とともに徳が求められてきた。これらはその歴史的経緯を踏まえて平成11年（1999）5月「倫理規定」として纏められ、平成12年11月それを実現する基本見解として「仙台宣言」がなされた。以下では、その学問的位置付けと内容に関する検討そして「土木倫理学」としての今後の方向について述べる。

2. 土木学会における倫理規定の制定

土木における学会活動は、明治12年（1879）工部大学校第1回卒業生23名（土木3名）により設立された工学会に端を発し、日本鉱業会（明治18年（1885））、日本造家学会（明治19年（1886））、電気学会（明治21年（1888））、造船協会（明治30年（1897））、機械学会（同）工業化学会（明治31年（1898））そして鉄道協会（同）の発足の後、大正3年（1914）に土木学会の設立を見た。その際良く知られた古市公威の講演において「本会の会員は・・・兵卒にあらず即指揮者なり、故に第一に指揮者たるの素養なかるべからず。しこうして工学所属の各学科を比較しまた各学科相互の関係を考ふるに指揮者を指揮する人即所謂將に將たる人を要する場合は土木においてに最も多しとす。…」と有り、土木技術者は、正に工学の目的である「社会のために自然の中で、自然の力を活用して新たな“もの”あるいは“状態”を作る」を背景に、他学科の技師を統合して社会設備の整備に働くこととなったのであった。これらは、欧米における Profession の思想とも通ずるものである。

昭和8年（1933）2月不況のさなか「土木技術者の信条と実践要項」が提案せられ、土木学会相互規約調査委員会によって成文化され、昭和13年3月20周年1年前に発表されているが、この時期は学会活動の沈滞を打破するため「振興委」を設置し、会費を値下げして活性化を図っており、相互規約を必要とするような状況があったものと推定される。上記の「倫理規定」の設定そして「仙台宣言」も不況のさなかの多くの建設システム疑惑と世界的に見た割高な建設費の問題があり、これらに対する規制の理念の制定であった。

3. 倫理規定制定の学問的背景

これら倫理規定に対する経済界の動向についてみると1960年代の権威に対する反抗、環境、消費者運動など様々な形で問題が噴出し、ビジネススクールに社会的問題コースが設置された。1970年代には一方では神学者、宗教学者がビジネス倫理の領域を発達させ、マネジメントの教授達が会社の社会的責任について著作運動を始め、多数の哲学者がこの領域に参入した。1985年までにビジネス倫理学は一つのアカデミックな分野となり、その後活発にその研究が進められている⁶⁾。日本では、これらに基づいて、1996年に（社）経済団体連合会において「経団連企業行動憲章」が定められた。

この研究の対象は、「全般的な政治経済制度の倫理的分析」、「自由企業制度内のビジネスの倫理的分析」、「会社あるいはその他のビジネス内部における個人のモラルティの分析」の3つである。従来の研究の対象は主として(3)であったが、学問としては(1)、(2)を含めて始めて成立することとなる。土木学会が定めたの

は職業倫理の問題であり、企業の活動を主体とする従来の研究とは若干その範を異にするが、いずれにせよ土木事業というビジネスを実行する際の倫理の問題である。

そこでまず、そのステークホルダについて考えてみると、(1) 利益を受け時に使用料を払う利用者、(2) 資金を供給する納税者、(3) 計画作成者（官庁）(4) 計画決定者、(5) 計画を具体化する設計者（コンサルタント）(6) 施工者（建設業者）(7) 融資者、がある。ここで、土木技術者が関係するのは、(3)、(5)そして(6)であり、この事業の技術的側面に最も精通し、主要な役割を果たす立場にある。と考えると、「企業は各種のステークホルダの利害調整の場である」という命題において、これを「事業の遂行は、各種のステークホルダの利害の調整である」と置き換えれば、この事業を遂行する立場にある土木技術者にビジネス倫理が求められることも納得がいく。企業に関しては、そのモラル主体としてのあり方を考えることを主としてその研究が進められているが、このような職業規範としての倫理に関しては、ほとんどその検証がなされていないので、今後さらに研究の必要があるものと考えられる。

4. 土木学会の倫理規定

土木学会の(1) 土木技術者の信条と実施要項、(2) 倫理規定、(3) 仙台宣言の三つの倫理規定について検討する。まず最初に、その対象であるが、(1)が「国運の進展ならびに人類の福祉増進」と抽象的に謳っているのに対して、(2)と(3)が「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」の建設維持改善と具体的な対象を挙げているが、それだけにまた抜けてしまったものがある。次に理念であるが、(1)が「進歩向上」、「徳義と名誉を重んじよ」とあるが、(2)は「持続的発展」、「固有の文化の尊重」を謳い、(3)は「持続的発展」、「地域の主体性の尊重」、「歴史伝統の尊重」とより具体的である。実施に関しては、(1)が11項で「専門知識と経験で社会に奉仕」、「研究と公表」といった方法、[国の福利への背戻]、「社会疑惑」、「公衆の危険」、「信念への違背」、「権威の失墜」の禁止、「確信ある指導」、「違法の匡正」の奨励、「名義の重視」、「忠実な施工」と言った留意事項からなっているのに対して、(2)は「所属にとらわれず総合的に」、「公表」、「情報公開」、「誠実な業務」という方法、「公平」、「法令の遵守」、「自然との調和」と言った実施手法、「技術の向上」、「人材の育成」、「説明」と言った自己管理そしてこの規定の遵守といった構成であるのに対して、(3)は「説明責任」、「計画の明確化」、「時間管理」、「公正な評価」そして「技術開発」と極めてわかりやすい。

総じて言えば、(1)が修身であれば、(2)はレコメンデーションそして(3)は行動規範である。

5. 今後の方向

倫理問題は、古くは哲学の問題として、その後宗教の問題としてそして近年は市民運動の中に論じられてきた。これはその後、道徳哲学教授アダム・スミスに発する市場に基づく近代経済の発展とともに、功利主義の中に埋もれてしまったが、ミルの自由論以来、最近のロルズの正義論（1971）を経て、道徳性としての正義が新たな視点を与えつつあり、その復活をもたらしている。また、神学者・経営学者に始まったビジネス倫理学は、哲学者の参入により新たな視点を与えられつつあり、ここで論じられたような職業倫理の問題に関しても、単に個人のモラルの問題に止まらず、社会における制度的な問題としてその位置づけが行われ、社会制度の立場から論じられるべきものと考えられる。

6. むすび

土木事業は、国土の中に存立する社会とその活動を支える設備を建設・維持・改良するものであり、これらを計画し設計し施工する立場にある土木技術者は、この社会がよって立つ国土、社会そしてその設備を構成する道具となる構造物の特性を良く理解し、そのステークホルダの調整を行ってこれを実現する立場にある。従って、その行動は、自らを良く律し、共感を得るものでなければならない。そこに、この倫理問題がある。なお、この土木倫理学に関しては、関連研究として文献7)がある。

文 献 1) 佐藤吉彦：“土木工学とは何か”土木学会誌 46-12 (1961) pp6-9. 2) 佐藤吉彦：“土木における研究課題”同上 50-1 (1965) pp60-63. 3) 佐藤吉彦：“大學土木教育に思う”同上 55-10 (1970.10) pp2-8. 4) 佐藤吉彦：“土木経営論の提唱”土木学会年次学術講演会 46-IV-214 (1991) pp438-439. 5) 平山復二郎：“土木技術（工学）について”土木学会誌同上 46-12 (1961.12) pp5-9. 6) 宮坂純一：“ビジネス倫理学への招待”<http://www2.justnet.ne.jp/juka/> (2001). 7) 鈴木啓允：“建設倫理考”技術社会の崩落”日刊建設新聞社(2000).